

2019年3月27日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
副会長 鈴木 昌治
副会長 高濱 滋

本3月期決算に係る監査の実施に当たって

企業活動の複雑化・グローバル化が加速する中で、企業が作成する財務諸表は、様々な立場の人がその信頼性に注目しています。このため、財務報告の信頼性を担保するための監査の役割は、一層重要性を増しています。加えて、監査基準の改訂によるKAMの導入、通常とは異なる監査意見等に係る対応についての議論など、昨今の監査の信頼性向上への取組からも明らかのように、従来にも増して、ステークホルダーからの監査に対する期待も高まっています。

一方で、近時においても盛んに報道されているとおり、企業の不正が後を絶ちません。また、海外でも会計不正やその監査を巡る問題を受けて、監査の信頼性を更に向上させるための議論が行われています。

当協会では、監査業務改善のために、毎年監査業務審査会の審査内容を参考にした『監査提言集』を公表しています。この『監査提言集』では、監査人が心掛けるべき「11の提言」を記載しています。

3月期決算に係る監査の繁忙期を迎えるに当たり、会員各位には、引き続き、「11の提言」も有効に活用し、職業的懐疑心をもって、監査の基準に従いリスク・アプローチに基づく監査の実施に努めるようお願いいたします。

以 上

参考：『監査提言集』（11の提言）

1. 契約書等の証憑が揃っていることと取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があるので注意が必要である。
2. 監査証拠の証明力の強弱の適切な評価が必要である。特に質問の回答を鵜呑みにしない。
3. 重要な虚偽表示リスクは、常時変化する可能性があるため、変化を見過ごさない対応が必要である。
4. 監査手続は、監査人として納得感を得るまで慎重に実施することが大切である。
5. 新しい業務や事業等は、新たに重要な虚偽表示リスクを生み出すことがある。
6. 投融資は、経済合理性だけでなく、事業上の合理性を吟味し、その内容を十分把握できるまで監査の結論を出せない場合がある。
7. 損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題である。
8. 時間的制約のある監査人交代は、重要な虚偽表示リスクを著しく高めることがある。
9. 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。
10. 連結子会社等にも虚偽表示リスクは親会社と同様に存在する。グループの全体統制と構成単位の問題の理解を深めることが必要である。
11. 監査調書は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである。